

Start here

Sugizaki
(1st page miss)

II. 当時 GHQ の高度な政治権能と機構力が考慮して、個人的「敵対」の見解が具体化されたかどうかが疑問です。

GHQ の指令の具体的実施者は日本政府・都道府県でした。指令の受領・実施状況の調査報告は各自が実施していくことで、何らかの機関や団体の許認可等の事務は行政庁の権限でしたが、その過程で軍政部へケイツ、みて見解を弁明を求めるところがあつたと考えられます。

個人が対象となる指揮で、1945.10.30 の「教員及び教育関係者の調査・除外・認可に関する件」の指令と、1946.1.4 の「好ましくない人物の公職上りの除去に関する覚書」であります。

前者「教職適格審査」の不適格指定者は、

(1) 講義・講演・著述・論文等で、侵略主義、好戦的国家主義、独裁主義、ファシスト等全体主義を鼓吹したり宣伝し積極的に協力した者など。

(2) 職業年入10年以上本業としていたもの。

- (3) 特定大学・専門学校・専科の卒業者、
 (4) 大政翼賛会・大日本翼賛状年団・在郷軍人会の有力分子（市町村支部長以上）
 等を指定して下さい。

公職追放では

- (1) 陸海軍八本職職員・特高警察關係者
 (2) 极端な国家主義的団体・暴力主義団体・秘密復國団体の有力分子
 (3) 大政翼賛会・翼賛政治会・大日本政治会の活動力有りの有力分子
 (4) 极端な軍国主義者や国家主義者

以上具体的な対象八点をみて、経歴・履歴・証拠物件（著書・講演記録）等調査表を提出させて審査下さい。又八本職職員・教育八關係はどうぞすべての者が審査を受けて下さい。

幼児園の再開とGHQとの申請したこと
 は理解できましたが、當時英語が達者で軍政部關係者と接触がある以上どうですか、再会実現の助言を依頼しますか、アドバイスがある了承書

と提出したことの参考になります。（申請書の表題が不明ですから推測の域を出ませんが）正規の申請書でしきりめずといって上へ程控え（手し）り保存されるべきですがいかがですか。

申請人が戦争をサポートしたことなどと言う当然認可されません。それどころか適格審査と抵触するかもしれません。

戦争中一部の宗教家の中には国家主義を鼓吹した人々（とくに神道關係者）もありましたが、真摯な仏教徒であつて鈴木老師はそのような言動は聞けません。むしろ仏教の平和主義・人道主義の徹してぢられた方のようでしたから内山の国策大心を痛めてぢられたのであります。

僧侶が教員としてけらう子供といふことはありません。戦後教員が極度に不足したとき、僧侶の多くが教員免許を有していましたので、かぎりの人たちが教壇へ立っています。各学校（殊に才高校）には必ずといって上へ程僧職の教員がいました。

教育基本法に、特定宗教のための宗教教育又は宗教活動（國公立学校等）は禁止してしまいますが教員職

以上關係ありません。

GHQ (米軍) → 地方軍政部 (静岡)

↓
指令の徹底 監視

日本政府・省庁 → 県 → 县令機関

杉崎 鈴一

054-

〒425 愛津市中里 568-3

TEL 827-1320

DAVID:

I rec'd this a couple of days after I sent the first one. This man is the father of one of my students. He is a retired high school teacher & principal, and is now the head of some sort of historical committee. His son tells me he is willing to cooperate more if you want to follow-up. Please send him a sincere thank you note as soon as you can. Later